

奈良県選挙管理委員会告示第三十六号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別記第十一号様式の三その一（自動車）の（裏）中「15,800円」を「16,100円」に改める。
別記第十一号様式の三の二中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

別記第十一号様式の四中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

別記第十一号様式の五のその一（選挙運動用自動車の使用）の（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式のその1の二（ビラの作成）の（別紙）中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改め、同様式のその二（ポスターの作成）の（別紙）中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。